

私立専修学校・各種学校設置認可等の基準

第1 趣 旨

群馬県における私立学校法第64条に基づく私立専修学校各種学校の設置認可の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

第2 事業計画

1 事業計画書の提出

専修学校又は各種学校の新設認可を申請しようとする者は、その学校の開校予定年度の前年度の5月末日までに、専修学校又は各種学校設置事業計画書を、知事に提出しなければならない。

2 事業計画書の承認

知事は、前項の事業計画書を受理したときは、書類審査及び現地調査を実施したうえで、群馬県私立学校審議会の意見を聴いて計画の認否を決定するものとする。

第3 設置者の基本財産等

1 基本財産

設置者は、設立時に基本財産として、校地校舎を備えなければならない。

(1) 専修学校

① 校地

校地は、原則として自己所有でなければならない。

ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障がないことが確実に認められる場合には、20年以上の賃借権又は地上権が設定されていればよい。

② 校舎

校舎は、原則として自己所有でなければならない。

ただし、基準面積を超える部分については、自己所有であることを要しない。

(2) 各種学校

① 校 地

校地は、原則として自己所有でなければならない。

ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障がないことが確実に認められる場合には、10年以上の賃借権又は地上権が設定されていればよい。

② 校 舎

校舎は、原則として自己所有でなければならない。

ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障がないことが確実に認められる場合には、10年以上の賃借権が設定されていればよい。

2 運用財産

設置者は、設立時に運用財産として、年間経常費予算の4分の1以上に相当する、預金又は有価証券を保有していなければならない。

3 負 債

設立時の負債は、基本財産の3分の1の範囲内の額まで認めるものとし、この負債については校地校舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。

第4 認可前の生徒募集

新設認可前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、第2-2による事業計画の承認を受ける場合は、校舎工事着工日又は開校予定の6か月前のいずれか遅い日以降、次の行為に限って認めるものとする。

- ① 募集要項の配付及び看板の掲示（「開校予定」又は「認可予定」を明示すること。）
- ② 入学願書受付

附 則

この基準は、昭和56年5月8日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後になされる事業計画の申請から適用する。